

民生福祉常任委員会記録

平成27年3月18日

【開催日】 平成27年3月18日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後4時20分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

市民生活部長	川上賢誠	市民課長	岡原一恵
市民課住民係長	光井誠司	健康福祉部長	河合久雄
こども福祉課長	川崎浩美	こども福祉課主幹	河口修司
こども福祉課主査兼保育係長	金子悦美	こども福祉課保育係	大江祥代
高齢障害課長	兼本裕子	高齢障害課主幹	川上公志郎
高齢障害課主査兼高齢福祉係長	坂根良太郎	高齢障害課主査兼介護保険係長	河上雄治
高齢障害課障害福祉係長	縄田誠	高齢障害課主査	岡村敦子
地域包括支援センター所長	尾山貴子	地域包括支援センター主任	荒川智美
企画課企画係	宮本渉		

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第48号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について（市民）
- 2 議案第36号 山陽小野田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について（子ども）

- 3 所管事務調査 子ども・子育て支援事業計画について
- 4 所管事務調査 高齢者福祉計画について
- 5 所管事務調査 障がい者福祉計画について
- 6 閉会中の所管事務調査

午後 1 時 開会

下瀬俊夫委員長 時間になりましたので、民生福祉常任委員会を開会いたします。審査日程表に従って議事を進行します。その前にお手元に地方債の残高、病院事業資料というのを配っております。これは先般の質疑の中で病院の地方債の残高について質問がありましたので、資料として提出があったということです。それでは残っております議案 2 件についてまず審査をしたいと思っております。議案第 48 号山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について執行部の説明をお願いいたします。

岡原市民課長 議案第 48 号は、山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について御説明します。現在、小野田本山郵便局及び小野田有帆郵便局において住民票の写し等証明書の発行業務を取り扱っておりますが、この取扱期間が平成 27 年 3 月 31 日で満了するため、期間を延長し、指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。延長後の事務の取扱期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、取り扱う証明書の種類はこれまでと同じとします。

下瀬俊夫委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けたいと思っております。

岩本信子委員 新しく更新ということになるんですが、この実績、今まで本山と有帆での実績がどのくらいあったのかだけをお知らせください。

光井市民課住民係長 平成26年度2月末現在まで、本山は件数で159件、来庁者の数で言うと123人。有帆は126件で94人。平成20年度からで言いますと本山は1,065人で1,279件の証明を発行しております。有帆につきましては平成21年の11月から始めましたので、それ以降544人の来庁があり、672件の証明を発行しております。

吉永美子委員 確認ですけど、これは延べですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。小野田本山郵便局と小野田有帆郵便局という2つなんですけど、地域的に考えていくと、これ以外には必要性がない、また要望もないということではよろしいですか。

岡原市民課長 委員がおっしゃったように、本山と有帆というのは地域的に本庁、出張所、支所等から離れているところということで、お住まいの人の利便性を考えてということで、こちらのほうを取り扱いの郵便局としているものでございます。特にほかのところ、ほかの郵便局も上げてほしいということは、特に希望としては伺っていないと認識しております。

矢田松夫副委員長 この個人情報の保護という観点については、どのような指導、あるいは相互連携をされているんですか。一番大事なことなんです。

岡原市民課長 個人情報保護に関しましては、やはり郵便局における取り扱いに関する法律等でも厳しく定められております。当然窓口にお見えになった方々の情報を漏らしてはいけないということは当然なんですけども、この事務を取り扱う郵便局の施設自体につきましても、これらの証明書、交付する書類を交付する職員以外の者が容易に見ることができないように施設のほうも、そういった適切な措置が講じられていなければなりませんし、個人情報の確保ができているということが指定する条件になっておりますので、そのあたりはきちんとやっただいていると考えております。

矢田松夫副委員長 先ほど支所から遠いところ、利便性が悪いから郵便局に依頼するということですが、例えば叶松に簡易郵便局があるんですが、あそこの要望というのはないんですか。

岡原市民課長 具体的に叶松郵便局でということでは特に要望を伺ったことは

ありません。

下瀬俊夫委員長　ないようなので一点ほどお聞きします。住基ネットなんかの使用は、この郵便局では可能なんですか。

岡原市民課長　郵便局での証明書の発行事務は、行政ファックスを使っております。郵便局から申請書をファックスで送っていただいて、専用のファックスで証明書のひな形をお送りするという形になっておりますので、郵便局には住基ネットはつながっておりません。

下瀬俊夫委員長　郵便局ではこういう発行事務をやっているわけですが、もっと積極的に、例えばサンパークにこういう窓口を置くとか、これは実はよそでは積極的に市民が集まるところに窓口の開設をしているわけですよ。例えば下関で言えば長府のゆめタウンの中にも置いています。そういう人が集まるところに発行事務ができるような、申請事務ができるような窓口というは、僕は積極的に市民の中に市役所の業務を広げていくという点ではいいのではないかと考えているんですが、そういう考え方はありませんか。

岡原市民課長　今御紹介をしていただきましたように下関市では駅ビルの中にも新しくサテライトオフィスが開設いたしまして、土日の半日とか開けていらっしゃるようでございます。ただし、こういった施設を開設するとなると人的にも費用的にもかなりなものがようになってくるのではないかと思います。確かにサンパークなど人がよく集まるところということでは、市民の皆様には利便性の高いものかとは思いますが、費用対効果と申しますか、そういったことも考えながらやっていかなければならないかなと思っています。ただし現時点ではハードルが高いかなというふうには、個人的には考えております。

下瀬俊夫委員長　担当の課長の答弁というよりも、どちらかという部長さんの答弁のほうが僕はいいのかなと思うんですね。確かに人的配置の問題も含めて費用対効果という問題は必ず出てくるんですが、しかし、戦略的に行政がもっと市民の中に入っていくとか、あるいは市民がもっと身近なところで申請ができるようにするとかというね、そういう意味では僕はこれまでとは違った、いわゆる行政が待って対応するというのではなしに、市民の中に積極的に入っていくという点ではかなり違った対応になっていくんじゃないかと考えているんですが、そういう具体的

な対応について今後の検討の課題としてはどうなんでしょうかと思っておりますが、いかがですかね。

川上市民生活部長 こういう証明書の発行というものは、吉永議員さんも前コンビニで交付してはどうかという質問もありました。今個人番号、マイナンバー制のこともあります。個人番号制の普及がどういうふうになるかというような面もありますけど、今課長が言いましたように、そういうものもにらんで、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

下瀬俊夫委員長 ほかに。いいですか。それでは議案第48号山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について質疑を打ち切ります。この議案について討論のある方。討論なしと認めます。議案第48号について賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致です。それでは次入れかえますので5分間休憩します。

午後1時15分 休憩

午後1時20分 再開

下瀬俊夫委員長 ただいまから民生福祉常任委員会を再開します。引き続きまして議案第36号山陽小野田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について執行部の説明を求めたいと思います。

川崎こども福祉課長 それでは議案第36号について御説明いたします。議案第36号は山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定であります。子ども・子育て関連3法の改正により市立保育所条例の一部を改正するものです。改正の内容につきましては、まず第2条に規定する保育所の位置について平成19年の戸籍の電算化の際に地番の表記が変更されたものについて、今回、軽微な改正としてあわせて改正するものです。次に、第3条の保育所の業務について子ども・子育て関連3法の

改正により児童福祉法第24条に規定される保育所入所児童の定義が、「保育に欠ける」という表現から、「保育を必要とする」に変更されたため、それにあわせて改正するものです。第5条の保育料については、これまで児童福祉法第56条に定められていた保育所保育料の徴収根拠が、関連3法の改正によりなくなることにより、公立保育所の保育料は公の施設の使用料となり、地方自治法に基づき条例で規定する必要があるため本条例に徴収根拠を定めるものです。ここでは保育料の上限について規定し、実際に徴収する保育料額は別に規則で定めることとしています。なお、措置に係る入所については、これまでどおり児童福祉法に徴収根拠規定が残るため、この規定からは除きます。第6条から第10条までは新たに追加規定するものですが、第6条の延長保育料は4月からの新制度において標準時間と短時間の二つの保育時間認定ができることにより、双方の負担の公平性を保つ観点から短時間認定者の場合に限り、1日当たり200円、一月の上限を3,000円として延長保育料を徴収するものです。第7条から第10条までは保育料等の徴収について、減免や納期限等の必要な事項を定めるものです。次に、お配りした資料をごらんください。資料1は、先ほど御説明しました第5条により別に定める規則（案）です。この第2条において、規則で定める額は、「山陽小野田市子どものための教育、保育に関する利用者負担額を定める規則第2条第1項に規定する額」としています。この利用者負担額を定める規則は次の資料2でございます。この規則は子ども・子育て支援法に基づき、保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額を規定するものです。2ページの別表が実際に保護者から徴収する保育料額であり1号認定、2号認定、3号認定それぞれについて所得階層ごとに保育料を設定しています。保育料の設定については資料3をごらんください。新制度における保育料（案）と現行の保育料、国基準を比較しています。国基準については、現在、国からは仮の基準として示されているもので、まだ正式な告示がされていないので「国基準イメージ」と表記しています。新制度の保育料の設定に当たっては保護者の実際の負担が現行維持となることを基本として設定しました。保育所に通う保護者が負担する2号、3号の保育料はごらんいただくとおり、現行の保育料と基本として同額で設定しています。右側の幼稚園に通う保護者が負担する1号の保育料の設定に当たっては、現在、市内にある7つの公立、私立幼稚園の入園料と保育料の合計額の平均から、保護者が各世帯の所得によって受けられる就園奨励費を引いた、実際に保護者が負担する額を算出し、それをもとに国基準を考慮しながら、各階層により段階的に設定しました。これにより本市の新制度の保育料は1号、2

号、3号ともに、国基準のおおむね6割程度となっているところです。
以上で説明を終わります。

下瀬俊夫委員長 それでは説明が終わりましたので、委員の皆さんの質問を受けたいと思います。

三浦英統委員 まず、3条の1項中「保育に欠ける」とありますが、これは「保育を必要とする」というふうに書いてあるんですが、「保育に欠ける」というのはお母さんがお仕事に行っておるといような状況が「保育に欠ける」で、「保育を必要とする」という意味は全く同じ意味なんですか。それとも子供自体は全部が「保育を必要とする」というふうにみなされると思うんですが、ここらの解釈はどういう解釈になっておるんですか。

下瀬俊夫委員長 これは前段の話なんよね。これは語句の訂正というか修正をただけなんだけど、改めてやりますか。（「前やった」と呼ぶ者あり）改めて説明してください。

川崎こども福祉課長 基本的には、要件として変わりはありません。児童福祉法の表現が変わったということなんですが、なぜ変わったかと申しますと、これまでは保育の認定と入所決定が同時に行われる仕組みであったのが、新制度では入所決定とは独立した手続として、市が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定するという仕組みになりますので、文言を修正したということで、内容的には変わりません。

岩本信子委員 新制度で4月1日、もう一月もない状況で始まるんですが、今募集されたりなんざりしていると思うんですけど、その保護者の方々には、この説明というか、こういうことはきちんと伝わってますでしょうか。その辺はどのようにされていますか。

川崎こども福祉課長 昨年の11月の時点で委員会でもお知らせしたと思いますが、保育料案という形で保育園を通じて保護者の方にお送りしております。そのときにあわせてQ&Aということで、新制度にかかる簡単な制度内容及び市役所に問い合わせの多い質問について一覧表でお送りしておりますし、ホームページ等にも上げておりますので、ある程度の御理解はいただいていると思っております。

岩本信子委員 新制度になって、今まで保育に欠けるという、仕事していたか

らというか、今まで短時間でなかなか保育園に入れないという状況があったものが、今は短時間でも保育を必要とする子供だったら誰でも入れられるんですが、それでそういうことを理解されて、例えば申し込みされたという方がいらっしゃるでしょうか。今までのように働いていたから保育園に入れるんじゃないくて、自分が保育園に入れてみたい、みたいと言うか入れたいというお母さん方は相談に来られたり、そういうことはありましたか、その辺は。

川崎こども福祉課長 これまででも働いてらっしゃる方の申し込み、相談はいただいておりますし、これから求職活動を始められる方の申し込みや相談についてもこれまでもありましたし、新制度に移行する現在でもございます。

下瀬俊夫委員長 ほかに。なければ、保育料案の一覧表ですよ。国基準のイメージが示されていますよね。これでいくと一番高いところに設定されているというか、新制度にしろ、とりあえず現行にあわせているということをやられています、今後の国基準との関連性というか、当面はこれでいくんだらうけど、今後どうなるのかというのは心配の種ですよ。そこら辺で国基準にあわせられるのかどうか、独自の保育料が決められるのかという点。そこら辺はどうですか。

川崎こども福祉課長 27年度におきましては保護者の負担を現行維持という考えのもとに、基本的に同額で設定しております。今後につきましては国基準に近づけていくという考えはございません。今後こういうふうに改定するという方針も今現在はございませんが、今後、幼稚園の1号認定というのが一緒になったことに伴いまして、今後の国の動向や入所者の状況等を考えながら検討していくこともあろうかと思えます。

岩本信子委員 先ほども言われましたように今まで負担額から、施設の使用料、公立の場合ですよ。なったわけですよ。考え方によっては市独自の保育料の設定ということはできる、というかできるんだと思うんですけど、もっとこの辺を国の基準よりも、今ほとんどされないようなことを言われたんですけど、できると思うんですけど、もっと一般会計から繰り出しとかそういうのがあれば、できることは可能なんですか。これを引き下げるということは。

川崎こども福祉課長 国基準を超えないのであれば市が独自に設定するもので

すので、下げることは可能ではあります。27年度におきましては昨日も一般会計予算で御説明しましたとおり、多子世帯軽減等の拡充をする予定にしております。それ以外に子育て支援も、今後施策を進めていかなければいけないということもありますので、その中で保育料の軽減というのも考えられる一つではあるかと思っております。

三浦英統委員 ここにある所得割の課税額。これは通常は所得と課税所得というのがあるんですが、これ以外のものなんですか。単純な質問で御無礼なんですが、この出し方というのはどういう出し方。

川崎こども福祉課長 新制度においてのこの定義と言いますのは、A階層、B階層等は非課税世帯になりますが、D階層以上につきましては市民税の所得割の課税額がこの金額より以上か未満かということで設定しております。

三浦英統委員 その積算の出し方。

川崎こども福祉課長 一番左の点線の枠で囲っておりますのは現行の定義でございます。現行は市民税の所得割ではなくて所得税額で設定しております。本市は全部で18階層に分かれておりますが、国基準は8階層しか分かれておりません。それを山陽小野田市としてはもう少し細かい所得階層にしているところです。

岩本信子委員 1号保険者のことについて、先ほど2号、3号はほとんど現行と変わらないと言われたんですけど、1号は随分変わってくるのではないかなと思うんですが、その点はあれですか、申し込みというのは各園とあのときおっしゃいましたよね。1号はそれぞれの。全然この料金表、保育料という案はできても、各園が皆申し込みをされると聞いたんですが、それはそうなっているんですか。そちらの福祉のほうに1号で申し込みというのは、申し込みって言うのはおかしいけれど、どこそこをあっせんしてくださいとかそういうふうなことは来ないんですか。どうですか。その受付はされているのかということですね。

下瀬俊夫委員長 おさらいをしてもらえ。

川崎こども福祉課長 幼稚園につきましては新制度に移行するかしないかは各園の判断です。新制度に移行する園につきましては、資料3等にごさい

ます1号認定の保育料が適用されます。新制度に移行しない幼稚園につきましては今までどおり園で独自に保育料を決められて、市はかかわらずに園に納めるということになります。

岩本信子委員 確認しますが、1号というのは埴生幼稚園だけが適用されるということ。

下瀬俊夫委員長 それは幼稚園じゃ。

岩本信子委員 幼稚園は違うの。幼稚園は高くなるって。一緒じゃろ。

下瀬俊夫委員長 今の議論は保育所だから。

岩本信子委員 保育所でも、幼稚園と1号、2号、3号で、1号が幼稚園ということではあるというイメージなんですけど違うんですか。済みません説明してください。

川崎こども福祉課長 1号認定というのは幼稚園。新制度に移行する幼稚園ということで、山陽小野田市では公立の埴生幼稚園と私立の小野田小百合幼稚園が新制度に移行しますので、この二つの幼稚園がこの1号認定の保育料に該当します。ただし、埴生幼稚園につきましては公立幼稚園で今まで独自の保育料額が設定されておりましたので、27年度につきましては経過措置が設けられているところです。

下瀬俊夫委員長 だから、幼稚園のことを同時に出されると聞かざる得なくなると、結局、担当は違うんだけどこども福祉で答えなくてはいけないという格好になるわけだね。ここら辺はぜひ、いろんな矛盾がありますので。ほかに、いいですか。質疑がないようなので質疑を打ち切りたいと思います。それでは議案第36号山陽小野田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。いいですか。それでは議案第36号に賛成の議員の挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは付託された議案について審議は終わりました。

3 所管事務調査 子ども・子育て支援事業計画について

【議事の概要】

子ども・子育て支援事業計画（素案）の説明

- ・子ども・子育て支援法61条により、市は5年間の計画を定めることとされている
- ・パブリックコメントでの意見なし
- ・計画期間は平成27年度から平成31年度まで
- ・事業計画の見込量と確保策の数値に基づき、子育て支援施策を推進する
- ・計画はホームページで公表。概要版を作成し市民にわかりやすく伝える

【主な質疑】

岩本信子委員 児童クラブでの6年生の受け入れはいつからか。施設整備の計画はどうか。

河口こども福祉課主幹 29年度から6年生の受け入れを進めていきたい。できるところは28年度から受け入れる予定。施設整備計画を空き教室の利用、施設の建設、別の施設の利用等を含め立てている。

岩本信子委員 緊急にどうにかしないといけない施設があるのではないか。

河口こども福祉課主幹 須恵と高千帆の2つだと思っている。基本的に児童館機能を果たすことを考えながら整備を進めていく。

岩本信子委員 現状でも人数が多いので、空き教室を利用すべきではないか。すぐに対策を打つべきではないか。

河口こども福祉課主幹 高千帆は空き教室もない。新しく施設をつくるか、施設を借りるかということを考えている。

岩本信子委員 現在、児童クラブの待機者はいないのか。

河口こども福祉課主幹 27年度について申し込み期限内に申し込みがあった方について待機者はいない。申し込み期限を越えた方については若干待機者がいる。

三浦英統委員 いろいろな子育て支援策があるが予算を確保できるのか。山陽小野田市独自の補助制度があるか。

川崎こども福祉課長 この計画は事業方針を定めたもので個別の事業を定めるものではない。来年度以降、市独自の子育て支援施策を検討していきたい。

岩本信子委員 下関市のふくふくこども館のような子育て支援センターをつくるという計画はあるか。

川崎こども福祉課長 27年度にはいろいろ検討してみたい。

吉永美子委員 結婚、出産、子育ての希望がかなわない現状とあるが、早急に何とかしたいという問題点があるか。

川崎こども福祉課長 事業計画の中では妊娠、出産、育児の支援について、健康増進課と連携し事業を進めていく。結婚については現在のこども福祉課では取り組んではいなかったが、来年度以降全体的な子育て支援として入ってくるのではないかと考えている。組織の再編も含め連携してやっていくべきではないかと考えている。

吉永美子委員 出産後の2週間が大事な時期との報道があったが、出産直後の支援はどうなっているか。

川崎こども福祉課長 健康増進課が担当している乳児家庭全戸訪問事業があり、子育て支援に関する情報提供や教育環境の把握を行い、支援を行っている。

河合健康福祉部長 出産直後に母親が異常な状況を示しているときは病院から連絡が来る。その場合、健康増進課の保健師が訪問する等の活動を行っている。

岩本信子委員 計画に児童館の役割が書いてないがなぜか。

川崎こども福祉課長 地域子ども・子育て支援事業のメニューの中に放課後児童クラブ事業はあるが児童館という事業はないため。しかし、表記はないが児童館の充実ということも念頭において計画をつくっている。今後見直しの中で追記していきたい。

石田清廉委員 子育てと仕事の両立について具体的な施策があるのか。

川崎こども福祉課長 市としての事業は特にない。

下瀬俊夫委員長 パブリックコメントにかけたが、意見はあったか。

川崎こども福祉課長 意見はなかった。

下瀬俊夫委員長 人口減を見込んだ計画だが、人口をふやす施策がいないのか。

川崎こども福祉課長 現在人口増に結びつく事業を実施していないので、人口推計により人口減を見込んで計画をつくっている。27年度以降に人口増に結びつく子育て支援事業を検討していきたい。

下瀬俊夫委員長 5年間の計画の中で、施設の改善が眼目か。

川崎こども福祉課長 児童クラブについても施設整備が必要と考えている。

岩本信子委員 子育てをしたい、子育てをしやすいまちづくりを計画にしないといけない。市独自の優れた事業はあるのか。

川崎こども福祉課長 この計画にはないが、今後考えていきたい。

下瀬俊夫委員長 定住促進に向け子育て支援策をどうするかというのが委員会のテーマなので、人口増、定住促進を目指しお互いに意見交換の場が必要と思っている。独自の施策をどうするかという視点から担当課として政策を考えてもらいたい。

午後 2 時 7 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

4 所管事務調査 高齢者福祉計画について

【議事の概要】

第 6 期山陽小野田市高齢者福祉計画（いきいきプラン 2 1）の説明

- ・法律で定められた法定計画
- ・計画期間は平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで
- ・パブリックコメントでの意見は 2 4 件。その内容は市広報、ホームページに記載
- ・具体的施策の説明
 - （ 1 ）地域支援事業の推進
 - （ 2 ）地域包括支援センターを基軸とした地域包括ケアシステムの整備
 - （ 3 ）認知症施策の推進
 - （ 4 ）介護保健サービス等の円滑な推進
 - （ 5 ）高齢者の居住安定に係る施策との連携
 - （ 6 ）介護情報サービスの公表
 - （ 7 ）適正な介護保健サービスの提供体制の整備

【主な質疑】

岩本信子委員 市内にケアマネジャーは何人いるのか。

尾山地域包括支援センター所長 包括支援センターが 1 1 名、居宅の事業者が 5 6 名の計 6 7 名。

岩本信子委員 作成されたケアプランを点検するのは誰か。

尾山地域包括支援センター所長 要支援 1、2 のケアプランについては委託に出しているので包括の職員が点検する。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 要介護 1 から 5 のケアプランについてはチェックできないが、適正化委員会の中で内容等チェックしている。根本的におかしいものはエラーチェックが出るので、ケアマネに確認し修正してもらっている。

小野泰委員 地域における人的支援が必要だと思うが、その見通しはどうか。

尾山地域包括支援センター所長 さまざまな場面で地域の方との連携が必要になる。生活支援コーディネーターについては社協や N P O、ボランティア団体、ふるさとづくり協議会などの関係者と準備会のようなものを立ち上げ、今後のことについて考えていきたい。また、地域の力を生かす

ことがポイントであると考えているので、認知症サポーター養成講座などを通じてネットワークづくり、仕組みづくりを行っていききたい。

小野泰委員 地域でそういったことに出る人の顔ぶれは大体同じ。新しい人の参加を促すべきではないか。

尾山地域包括支援センター所長 ボランティアをする方が限られている。高齢化している。どうやって支えるのかという意見は高齢者福祉推進委員会でも出た。若い世代、壮年期の世代をどう組み入れていくかというのは課題である。

小野泰委員 知恵を絞ってやってもらいたい。

岩本信子委員 逆に言えば高齢者のそういった活動が介護予防になっているのではないか。ボランティア等の活動に高齢者をもっと入れればいいのではないか。

兼本高齢障害課長 市民全体で介護予防に取り組んでいこうという意識啓発を行政がリーダーシップをとってやっていくという点では大切なことだと考える。

矢田松夫副委員長 「雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス」の「雇用労働者」とは何を指すのか。

兼本高齢障害課長 雇用契約を結んだ従業員のいる事業所と認識している。これは国の資料なので、市民に説明するときには十分に留意して説明する。

三浦英統委員 介護認定者数がどんどんふえているが予防はどうするのか。施設がふえれば介護料が上がるが、待機者との兼ね合いでどのような考え方をしているのか。

兼本高齢障害課長 高齢者がふえるので、認定者がふえるという考え方である。また、現在入所待機者が300人程度いるが、この方全てを自宅で介護するのは無理があるので、介護保険料は上がるが最低限の施設整備をしていかないといけないと考えている。

岩本信子委員 施設は計画に従ってつくるのか、つくりたい人が自由につくれるのか。

兼本高齢障害課長 計画に従い公募によって建設することになる。

下瀬俊夫委員長 介護予防をすれば対象者が減っていくと思ってしまうが、そうではない。

三浦英統委員 介護予防でどのくらいとめられるかを聞きたい。

兼本高齢障害課長 数値化するのは難しい。

下瀬俊夫委員長 パブリックコメントの質問と回答内容の説明をお願いしたい。

尾山地域包括支援センター所長 目次を詳細にという意見に対し、意見を採用了。その他詳細は広報紙に記載。

下瀬俊夫委員長 包括支援事業については、現状より充実するようになってい

るが、今の体制でできるのか。

河合健康福祉部長 人員の確保も考えていきたいと思っている。

下瀬俊夫委員長 地域でサポート体制をつくれと言っているが、認知症地域支援推進員を配置するのは大変ではないか。

尾山地域包括支援センター所長 平成30年4月までには必ず配置しなければならない。第6期中には職員も研修を受け、内部でも配置ができるような準備だけは整えていこうと考えている。

下瀬俊夫委員長 3年の計画中に包括支援センターを何人の体制にしようと考えているか。

河合健康福祉部長 具体的に何人増とは言えない。地域包括支援センターの充実と新介護保険制度に臨むためにも高齢福祉系の充実が必要と思っている。高齢障害課自体の充実も要望している。

岩本信子委員 ひとり暮らしの認知症に気づいたらどうしたらよいか。

尾山地域包括支援センター所長 包括支援センターに相談していただきたい。

吉永美子委員 パブリックコメントの意見は何人から出たのか。

兼本高齢障害課長 1人から出ている。

吉永美子委員 認知症対策について、認知症地域支援推進員の配置については計画に入れないのか。

尾山地域包括支援センター所長 配置という言葉は使っていない。充実ということにしている。どういう体制での配置になるかわからないので、具体的な記載はしていない。しかし配置はしていく。

吉永美子委員 具体的な認知症予防対策を高齢者にチラシ等で周知しているか。

尾山地域包括支援センター所長 福祉員、民生委員を通じて地域のサロンや老人クラブにピーアールしてもらい、認知症予防や音読の普及の講座を行っている。その際にはパンフレットなどを使用し具体的な指導を行っている。

5 所管事務調査 障がい福祉計画について

【議事の概要】

山陽小野田市障がい者福祉計画、第4期山陽小野田市障害福祉計画（きらきらプラン）の説明

- ・障害者基本法第11条第3項に定められた中長期的な計画と障害者総合支援法第88条第1項に定められた3年計画により構成
- ・基本目標「障がいのある方が安心して自立できる環境づくり」
- ・計画期間は平成27年度から平成29年度まで
- ・パブリックコメントでの意見なし
- ・具体的施策の説明

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 就労・自立・社会参加の促進
- (3) 安心して暮らせる地域づくり
- (4) 多様な障がいへの支援
- (5) 障害福祉サービス等の見込み量の設定
- (6) 障害福祉サービス等の数値目標の設定
- (7) 計画の推進体制
- (8) 計画の点検及び評価

【主な質疑】

岩本信子委員 前計画の検証をしているか。

縄田高齢障害課障害福祉係長 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会で検証している。委員会で出た課題について次の計画に記載するようにしている。

岩本信子委員 この計画の中での松原分校の位置づけはどうなっているか。

縄田高齢障害課障害福祉係長 松原分校の所管は教育委員会。計画の中にはない。

岩本信子委員 知的障害者が通っているが、計画に入っていないのか。

縄田高齢障害課障害福祉係長 知的障害者が学ぶ場として、ほかにも総合支援学校等あるが全体を含めての説明ならある。特に松原分校だけの記載はない。

下瀬俊夫委員長 難病認定されている患者以外に難病認定されていない患者がいるが、認定されていないから計画の対象外になるのか。

縄田高齢障害課障害福祉係長 27年1月に認定される難病が130から151に広がったが、今の制度の中ではサービスを受けられる難病数は151に限られている。

6 閉会中の所管事務調査

【議事の概要】

閉会中の所管事務調査事項について、下記のとおり決定した。

- ・国民健康保険及び国民年金に関すること
- ・介護保険に関すること
- ・在宅介護者支援に関すること
- ・保健衛生に関すること
- ・保育所に関すること
- ・病院経営に関すること
- ・包括地域医療に関すること
- ・人権・男女共同参画に関すること

- ・火葬場整備事業に関すること
- ・新ごみ処理施設に関すること
- ・空き家等の適正管理について
- ・子育て支援を中心に結婚や出産をしやすくなる環境整備に関すること

午後 4 時 2 0 分 散会

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫